

熊本県立図書館利用規則の改正に係る臨時代理の報告 及び承認について

（提案理由）

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める必要があるため。

参考：関係法令条項

- 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 2 0 年熊本県教育委員会規則第 5 号）

（臨時代理）

第 3 条 教育長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。

- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則

2 制定の必要性（背景、法令上の根拠等）

熊本県立図書館設置条例の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

3 内容

- (1) 熊本県立図書館設置条例の一部改正に伴う条ずれを改める。（第1条関係）
- (2) この規則は、公布の日から施行する。

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月18日

熊本県教育長 白石 伸一

熊本県教育委員会規則第1号

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則

熊本県立図書館利用規則（昭和60年熊本県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県立図書館利用規則(昭和 60 年熊本県教育委員会規則第 17 号)新旧対照表

旧	新
(趣旨) 第 1 条 この規則は、熊本県立図書館設置条例(昭和 26 年熊本県条例第 60 号)第 4 条の規定に基づき、熊本県立図書館(以下「図書館」という。)、くまもと文学・歴史館(以下「文学・歴史館」という。)及びこども本の森熊本(以下「こども本の森」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この規則は、熊本県立図書館設置条例(昭和 26 年熊本県条例第 60 号)第 5 条の規定に基づき、熊本県立図書館(以下「図書館」という。)、くまもと文学・歴史館(以下「文学・歴史館」という。)及びこども本の森熊本(以下「こども本の森」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

○熊本県立図書館設置条例

(昭和 26 年 10 月 11 日条例第 60 号)

改正 昭和 45 年 3 月 31 日条例第 34 号 昭和 60 年 9 月 30 日条例第 50 号

平成 27 年 3 月 20 日条例第 31 号 令和 5 年 12 月 26 日条例第 34 号

熊本県立図書館設置条例を公布する。

熊本県立図書館設置条例

(設置の目的)

第 1 条 教育と文化の発展に寄与するため、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、熊本県立図書館(以下「図書館」という。)を熊本市に置く。

(組織)

第 2 条 図書館に館長のほか、司書、司書補、事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

(くまもと文学・歴史館)

第 3 条 熊本ゆかりの文学及び熊本の歴史に関する資料の収集、保存、展示等を行い、もって熊本の文学の振興及び熊本の歴史の継承に寄与するため、図書館にくまもと文学・歴史館を置く。

2 くまもと文学・歴史館に、文学・歴史館長を置く。

(こども本の森熊本)

第 4 条 子どもの豊かな感性と創造力を育む読書の機会を提供するため、図書館にこども本の森熊本を置く。

2 こども本の森熊本に、こども本の森熊本館長を置く。

(雑則)

第 5 条 この条例に定のあるものを除く外、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 25 年 7 月 30 日から適用する。

附 則(昭和 45 年 3 月 31 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 9 月 30 日条例第 50 号)

この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則(令和5年12月26日条例第34号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。